

## 社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等に関する報酬並びに費用弁償の額の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) その他会長が必要と認めた者

### (報酬)

第3条 前条に規定する役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 会長の報酬は、その職に就いた当月から支給する。
- 3 会長が任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。
- 4 月額で報酬を支給する役員等の報酬は、職員の給与支給日の例により支給する。
- 5 日額で報酬を支給する役員等の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。
- 6 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 7 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

### (費用弁償)

第4条 役員等が本会の招集に応じ、若しくは用務のため出張した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、職員の旅費規程に準じるものとする。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成29年6月28日より施行する。

別表（第3条関係）

役職名	報酬額	
	月額	日額
会長	月額	50,000円
理事	日額	3,000円
監事	日額	3,000円
評議員	日額	3,000円
その他会長が認めた者	日額	3,000円